第122号議案

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定 子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年11月25日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定 子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例(平成26年中野区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあって は認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・ 保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用す る認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。